重要事項説明書

社会福祉法人 優輝福祉会

就労継続支援B型事業所 ゆうしゃいん三次

就労継続支援B型事業所ゆうしゃいん三次 重要事項説明書

あなたに対するサービス提供開始にあたり、厚生労働省令に基づいて当事業所があなたに説明すべき内容は次の通りです。

1. サービスを提供する事業者

名 称	社会福祉法人 優輝福祉会
所 在 地	広島県三次市吉舎町吉舎606番地
電話番号	0824-43-3121
代表者氏名	理事長 森重 利夫
設立年月	平成2年12月13日

2. 利用施設

事業の種類	指定就労継続支援 B 型事業
主たる事業所の	就労継続支援B型事業所ゆうしゃいん三次
名称・住所	広島県三次市畠敷町238番1
従たる事業所の	就労継続支援B型事業所ゆうしゃいん三次 YCC
名称・住所	広島県三次市吉舎町吉舎567番2
事業所番号	平成21年2月 1日指定(3411901014)
連絡先	電話番号 0824-68-0344
	ファックス 0824-68-1344
	E-MAIL miyoshi@yuukifukushikai.com
管 理 者	森重利夫
サービス	大村順子
管理責任者	
サービスの実施地域	三次市、庄原市
主たる対象者	知的障害者 身体障害者 精神障害者 発達障害者
(就労 B 型)	通常の事業所に雇用されることが困難な障害者のうち次のいずれかに該
	当する者
	①就労経験があり、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難とな
	った者
	②就労移行支援事業を利用した結果、B型の利用が適当と判断された者
	③上記に該当しない者で、50歳に達している者又は障害基礎年金1級受給
	者
定員	20名
開設年月日	平成21年3月1日

3. サービスの目的・運営方針

	- 1104 (CE1244)
目 的	利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう
	に就労の機会を提供します。
運営方針	必要なときに必要なサービスを提供し、地域との結びつきを重視
	し他の社会資源との連携に努め、関係法令を遵守します。
	個人情報(本人及び家族)は、秘密保持を原則とし、あらかじめ
	使用目的を明らかにし、同意を得た上で使用する等、適正な管理に
	努めます。
	利用者又は、他の利用者の生命又は身体を保護するために緊急や
	むを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する
	行為は行いません。
	常に利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制を整
	えると共に従業者に対する研修を実施する等の措置を講じます。

4. サービスに係る設備の概要

	部屋数		備考
	主たる事業所	従たる事業所	
訓練·作業室	2	1	
相談室	1	1	
洗面所	1	1	
便 所	2	1	
多目的室	1	1	
食 堂	1		
浴室	1		

当事業所では、厚生労働省の定める指定基準を遵守し以上の設備を設置しています。

5. サービス提供職員の配置状況及び勤務体系等

管理者	1名(常勤)
サービス管理責任者	1名(常勤)
生活支援員	3名(常勤1・非常勤2)
職業指導員	8名(常勤5・非常勤3)
目標工賃達成指導員	1名(常勤)

当事業所では、厚生労働省の定める指定基準を遵守し指定障害福祉サービスを 提供する職員として、上記の職種の職員を配置しています。

6. 営業日と営業時間

営業日 月曜日から金曜日まで	
	(但し都合により曜日を変更する場合あり)
	12月31日から1月3日を除く
営業時間	午前8時30分から午後5時まで
サービス提供時間	午前9時30分から午後4時まで

7. サービス提供の内容

(1) 介護給付費等対象サービス内容

サ	ービスの種類	サービスの内容			
	訓練	就労に必要な知識及び能力の向上のための必要な訓練を行			
		います。			
	生産活動	生産活動の機会を提供します。			
就	〈工賃の支払〉				
労		上記生産活動における事業収入から必要経費を指し引い			
В		に相当する金額を工賃として、生産活動に従事している利用者			
型		に支払います。			
	実習の支援	事業所とは別の場所で行われる企業における実習への支援			
		を行います。			
	送迎サービス	自主通勤が出来ない場合、希望により送迎を行います。			

(2) 介護給付費等対象外サービス内容(共通)

サービスの種類	サービスの内容	金額
食事サービス	希望により食事の提供をします。	
	食事時間 昼食12:00~	
	栄養と利用者の身体状況や嗜好に配慮し、バラ	300円
	エティーに富んだ手作りの食事を提供します。	
創作的活動	創作的活動及び生産活動を行う上でかかる費	実 費
及び生産活動等	用で、負担して頂くことが適当であるものに係る	
	費用をいただきます。	
日常生活上必要	利用者の日常生活に要する費用で、負担して頂	実 費
となる諸経費	くことが適当であるものに関わる費用をいただ	
	きます。	
社会生活上の便	日常生活に必要な行政機関等への手続き等に	無料
宜の供与等	ついて、利用者または家族が行うことが困難な場	
	合、利用者の同意を得て代行します。	
通常実施地域外	通常実施地域外の送迎等にかかる交通費をい	38円/
の交通費	ただきます。	路程1km
その他	サービス提供記録等の複写代	10円/枚

〈サービスの概要〉

サービスは、「個別支援計画」に基づいて行われます。本事業所のサービス管理責任者が作成し、利用者に対し説明を行い、同意(記名捺印)をいただきます。 尚「個別支援計画」の写しは利用者に交付いたします。

8. 利用料金

(1) 介護給付費等対象サービス内容の料金

介護給付費によるサービスを提供した際は、サービス利用料金(厚生労働大臣の定める基準により算出した額)のうち9割が介護給付費の給付対象となります。事業者が介護給付費等の給付を市町から直接受け取る(代理受領する)場合、利用者負担分として、サービス利用料金全体の1割の額を事業者にお支払いただきます。(応能負担または利用者負担額といいます)

なお、応能負担もしくは利用者負担額の軽減等が適用される場合は、この限り ではありません。障害福祉サービス受給者証をご確認ください。

介護給付費等から給付されるサービス (10円/単位)

(就労B型) (1日につき)

報酬単価の算定要件		単位数	
	就労継続支援B型サービス費(I)(6:1)		
	定員 20 人以下		
	前年度の平均工賃額が 4 万 5 千円以上の場合の区分	837	単位
	として基本報酬を算定します。		
	前年度の平均工賃額が3万5千円以上4万5千円未	805	単位
	満の場合の区分として基本報酬を算定します。		
	前年度の平均工賃額が3万円以上3万5千円未満の	758	単位
	場合の区分として基本報酬を算定します。		
	前年度の平均工賃額が2万5千円以上3万円未満の	738	単位
	場合の区分として基本報酬を算定します。		
	前年度の平均工賃額が2万円以上2万5千円未満の	726	単位
	場合の区分として基本報酬を算定します。		
	前年度の平均工賃額が1万5千円以上2万円未満の	703	単位
	場合の区分として基本報酬を算定します。		
	前年度の平均工賃額が1万円以上1万5千円未満の	673	単位
	場合の区分として基本報酬を算定します。		
	前年度の平均工賃額が 1 万円未満の場合の区分とし	590	単位
	て基本報酬を算定します。		
	利用者の数が利用定員を超える場合が発生した際減	基本単位	
	算します。	$\times 70/100$	単位
	職業指導員又は生活支援員の員数が基準に満たない	基本単位	

	場合が算定の適用をされる月から2月まで状態が発	×70/100	単位
	生した際減算します。	,	1 122
	職業指導員又は生活支援員の員数が基準に満たない	基本単位	
	場合が 3 月以上連続して減算の状態が発生した際減	$\times 50/100$	単位
	算します。		
	サービス管理責任者の員数が基準に満たない場合が	基本単位	
	減算適用される月から 4 月目まで状態が発生した際	$\times 70/100$	単位
	減算します。		
	サービス管理責任者の員数が基準に満たない場合が	基本単位	
	5 月以上連続して減算の状態が発生した際減算しま	$\times 50/100$	単位
	す。		
	就労継続支援 B 型計画等が作成されていない場合が	基本単位	
	減算適用される月から 2 月まで状態が発生した際減	$\times 70/100$	単位
	算します。		
	就労継続支援B型計画等が作成されていない場合が3	基本単位	
	月以上連続して減算の状態が発生した際減算しま	$\times 50/100$	単位
	す。		
	身体拘束等の適正化を図るため、身体拘束等に係る	利用者全員に	こついて
	記録をしていない場合に減算します。	5 単位減算/1 日	
	□ 福祉専門職員配置等加算(Ⅲ)	6	単位
	生活支援員等のうち、常勤職員が 75%以上又は勤続		
	3 年以上の常勤職員が 30%以上雇用されている事業		
	所について算定します。		
視覚	意・聴覚言語障害者支援体制加算		
	(I)視覚・聴覚障害のある者が利用者の 50/100%以	51	単位
	上であり、視覚障害者等との意思疎通に関し、専門		. ,
	性を有する職員を利用者の数を 40%除じた数以上配		
	置している場合に算定します。		
	(Ⅱ)視覚・聴覚障害のある者が利用者の 30/100%以	41	単位
	上であり、視覚障害者等との意思疎通に関し、専門		
	性を有する職員を利用者の数を 50%除じた数以上配		
	置している場合に算定します。		
	高次機能障害者支援体制加算	41	単位
	高次脳機能障害支援者養成研修を修了した相談支援		
	専門員を事業所に配置し、利用者に対して指定計画		
	相談支援を行っている場合に算定します。		
	初期加算(利用開始日から30日を限度)	30	単位
	サービス利用の利用開始日から起算して30日以内に		
	おいて算定します。		

訪問支援特別加算		
連続した 5 日間、就労支援等の利用がなかった場合	1 時間未満	
において、就労継続支援B型計画等に基づき、利用	1回につき	187 単位
者の居宅を訪問し相談援助を行った場合 1 時間未満	1 時間以上	
若しくは1時間以上で月2回まで算定します。	1回につき	280 単位
欠席時対応加算	1回につき	単位
利用予定日に急病等で利用中止となった場合に安否	94	
確認等をおこなった場合に月 4 回を限度とし算定し		
ます。		
就労移行支援体制加算(I) 定員 20 人以下	72	単位
就労継続支援 B 型支援の利用を経て一般就労し、就		
職後 6 月以上、職場への定着支援をしている者がい		
る場合の定着実績を評価し算定します。		
就労移行連携加算	1,000	単位
就労移行支援事業所との連絡調整や特定相談支援事		
業所への情報提供などを実施した際に算定します。		
目標工賃達成指導員配置加算 口) 定員 20 人以下	45	単位
就労継続支援 B 型サービス費(I)を算定する事業所		
で目標工賃達成計画を作成するとともに、目標工賃		
達成指導員を常勤換算方法で 1 人以上配置し、当該		
指導員等の総数が常勤換算方法で利用者の数を 6 で		
除した数以上である配置の場合に算定します。		
目標工賃達成加算	10	単位
工賃向上計画に基づき、工賃が実際に向上した場合		
に算定します。		
医療連携体制加算		単位
(I)看護職員が事業所を訪問して利用者(上限8人)	32	
に対して看護を行った場合に算定します。		
※医療的ケアを必要としない利用者に1時間未満		
(Ⅱ) 看護職員が事業所を訪問して利用者(上限8人)	63	単位
に対して看護を行った場合に算定します。		
※医療的ケアを必要としない利用者に 1 時間以上 2		
時間未満		
(Ⅲ) 看護職員が事業所を訪問して利用者(上限8人)	125	単位
に対して看護を行った場合に算定します。		
※医療的ケアを必要としない利用者に2時間以上		

(IV) (1)看護職員が事業所を訪問して医療的ケア	800	単位
	800	中心
を必要とする利用者に対して看護を行った場合に算 定します。※利用者1人の場合		
(IV) (2) 看護職員が事業所を訪問して医療的ケア	500	単位
を必要とする利用者に対して看護を行った場合に算	000	7111
定します。※利用者2人の場合		
(IV)(3)看護職員が事業所を訪問して医療的ケア	400	単位
を必要とする利用者に対して看護を行った場合に算	200	1 1-2
定します。※利用者3人以上8人以下の場合		
(V) 看護職員が介護職員等に喀痰吸引等に係る	500	単位
指導のみを行った場合に算定します。		. ,
(VI) 研修を受けた介護職員等が喀痰吸引等を	100	単位
実施した場合に算定します。		
利用者負担上限額管理加算(月1回を限度)	150	単位
利用者負担額合計額の管理を行った場合、業務負担		
を評価する加算を月1回を限度として算定します。		
食事提供体制加算	30	単位
低所得者を対象として食費の負担限度額となりま		
す。食材費相当の額は負担徴収となり、人件費相当		
分として加算算定します。		
送迎加算	片道につき	
(I)1回の送迎につき平均10人以上が利用し、か	21	単位
つ、週 3 回以上の送迎を実施している場合に片道に		
つき算定します。		
(Ⅱ)1回の送迎につき平均10人以上が利用または、	片道につき	
週 3 回以上の送迎を実施している場合に片道につき	10	単位
算定します。		
障害福祉サービスの体験利用支援加算(I)	500	単位
就労支援事業所等における体験の機会・場の機能を		
強化する観点から、拠点等として機能を担う場所の		
日中活動系サービス体験利用支援を評価し算定しま		
す。サービス利用初日から5日までの期間とします。		
障害福祉サービスの体験利用支援加算(Ⅱ)	250	単位
就労支援事業所等における体験の機会・場の機能を		
強化する観点から、拠点等として機能を担う場所の		
日中活動系サービス体験利用支援を評価し算定しま		
す。サービス利用6日から15日までの期間とします。		

			227.71.	
	在宅時生活支援サービス加算	300	単位	
	在宅利用者が就労移行支援又は就労継続支援をうけ			
	ている同一時間帯に生活支援に関する支援を当該サ			
	ービス提供事業所の負担において提供した場合に算			
	定します。			
	社会生活支援特別加算	480	単位	
	適切な支援を行うために必要な職員や、その職員の			
	支援の研修環境などが整っている場合に算定しま			
	す。			
	地域協働加算	30	単位	
	生産活動の一環として地元企業や自治体、住民など			
	と協働し、その取組み外部に公表した場合に算定し			
	ます。			
	ピアサポート実施加算	1月につき		
	指定のピアサポート研修を修了した障害や難病のあ	100	単位	
	る・または過去にあった職員(以下、障害のある職			
	員)などを配置し、ピアサポートとしての支援を実			
	施した場合に算定します。			
	福祉・介護職員処遇改善加算(I)	総単位数		
	1月の基本サービス費と各種加算額の合計額の 5.4%	×加算率	(5.4%)	
	を算定します。	単位		
	福祉・介護職員を中心とした従業者の処遇改善を図	型		
	るための費用となります。			
	福祉・介護職員等特定処遇改善加算 (I)	総単位数		
	1月の基本サービス費と各種加算額の合計額の 1.7%	×加算率	(1.7%)	
	を算定します。	単位		
	福祉・介護職員等で介護福祉士、経験及び技能を有			
	すると認められる者を対象として更なる処遇改善を			
	図るための費用となります。			
	福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算	総単位数		
	1月の基本サービス費と各種加算額の合計額の 1.3%	×加算率	(1.3%)	
	を算定します。		単位	
	ーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー			
L	図るための費用となります。			

(2) 介護給付費等対象外サービス内容の料金

上記「7. サービス提供の内容(2)介護給付費等対象外サービス内容」の項目をご参照ください。

(3) サービス利用の取り消し料金

利用者がサービス利用の取り消し(キャンセル)する場合は、利用予定日の

1日前までに当事業所までお申し出ください。

尚、サービス利用日の1日前までに申出のない場合は、キャンセル料を頂く場合があります。

キャンセル料(食費の実費相当額)1日あたり 600円

(4) 利用料金のお支払方法

前記(1)(2)(3)の料金は1ヶ月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月20日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。

- ① 当事業所が指定する口座への現金振込み
- ② 金融機関口座からの口座振替 ※ご利用できる金融機関:ゆうちょ銀行、JA、みどり信金
- 9. 利用者の記録及び情報の管理等
- (1) 事業者は、法令に基づいて利用者の記録及び情報を適切に管理し、利用者の求めに応じてその内容を開示します。また、記録及び情報については契約の終了後5年間保管します。
- ※閲覧、複写ができる窓口業務時間は、午前8:30~午後5:00です。
- (2) 利用者の個人情報については、個人情報保護法にそった対応を行います。 但し、サービス提供を行う上での他事業所及び医療機関等との連絡調整や市 町及び関係機関に情報提供を要請された場合は利用者の同意(「個人情報使 用同意書」による)に基づき情報提供を致します。

10. 緊急時の対応

利用者の病状急変等の緊急時には、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じます。

利用者のかかりつけ医療機	医療機関名:
関	診療科:
	主治医:
	所在地:
	電話番号:
緊急 連絡先①	住 所:
	電話番号:
	携帯電話:
	氏 名:
	続 柄:

緊	急	甚 絡	先②	住 所:
				電話番号:
				携帯電話:
				氏 名:
				続 柄:

11. 要望・苦情等申立先及び虐待防止に関する相談窓口

(1) 要望・苦情・虐待等申立先

(1) (2) (1) (1) (1) (1) (1)						
	・苦情・虐待窓口担当者 大村 順子 ・苦情・虐待解決責任者 森重 利夫					
当事業所	・ご利用時間 8:30 ~ 17:00					
ご利用相談窓口	・電話番号 0824-68-0344					
	• F A X 0 8 2 4 - 6 8 - 1 3 4 4					
	・ 担当者が不在の場合は、事業所事務所までお申し出					
	ください。					
	上杉千恵美 電話番号0824-73-0559					
	歌手					
 第三者委員	奥 易之 電話番号0824-88-2548					
为 <u>一</u> 名安只	無職					
	宮崎 文隆 電話番号0824-66-2317					
	団体役員					
三次市福祉事務所	・所 在 地:広島県三次市十日市東3-14-1					
社会福祉課障害者福祉係	・電話番号:0824-65-2051					
	・所 在 地:広島県広島市南区比治山本町12-2					
広島県運営適正化委員会	・電話番号: 082-254-3419					
	• F A X: 082-569-6161					

12. 協力医療機関

(1)

医療機関の名称	高場クリニック
医 院 長 名	高場憲夫
所 在 地	三次市三良坂町三良坂877-5
電 話 番 号	$0\ 8\ 2\ 4 - 4\ 4 - 2\ 0\ 5\ 7$
診 療 科	内科

(2)

医療機関の名称	三次中央病院
医院長名	永 澤 昌

所	在 地	三次市東酒屋町字敦盛 531 番地
電	話 番 号	0824-65-0101
診	療 科	外科、整形外科、内科ほか

13. 非常災害時の対策

非常時の対応	別途定める消防計画書により対応いたします。			
平時の訓練	別途定める消防計画書に則り、年2回、避難・防災訓			
1 . 2 .> H) III/K	練を、利用者の方も参加して実施します。			
	・自動火災報知機 有 ・誘 導 灯 有			
性似乳 样	・ガス漏れ報知機 有 ・非常通報装置 有			
防災設備	・消火器有			
	・ カーテン等は防炎性能のある物を使用しています。			
冰叶計画	消防署への届出日: 令和5年8月25日			
消防計画	防火管理者 : 大村 順子			
	事故・災害に備えて、損害賠償保険に加入しています。			
保険加入	加入保険会社名:株式会社 損害保険ジャパン			
	加入保険内容:社会福祉施設総合損害補償			

14. 当事業所ご利用の際に留意いただく事項

設備・器具の利用	事業所内の設備、器具は本来の用法にしたがってご利 用ください。これに反したご利用により破損が生じた場合、 賠償していただくことがあります。
喫 煙	全館禁煙です。
貴重品の管理	貴重品は、利用者の責任において管理していただきます。自己管理のできない利用者につきましては貴重品を施設に持ち込まないようお願いします。
宗教活動、政治活動、 営利活動	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対す る宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。

指定障害者福祉サービス就労継続支援B型事業所ゆうしゃいん三次の提供及び利用の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業者名 : 社会福祉法人 優輝福祉会

事業者住所:広島県吉舎町吉事業所名:就労継続支援E代表者氏名:理事長 教	3型事業所ゆうしゃいんヨ	E次	
説明者職名:	氏名	fi	J
私は、本書面に基づいて事 事業所ゆうしゃいん三次の携 ました。		V = 2 - 11 12 = 2	
(利用者) 住所:			
氏名:			
(代筆者) 住所:			
氏名:			
続 柄:			
(代筆理由:)
(代理人又は立会人) 住所:			
氏名:		印	
続 柄:			